

岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分支給要綱

1 目的

進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱える世帯の子どもに対して、大学等受験料支援金及び模擬試験受験料支援金（以下「受験料等支援金」という。）を支給することにより、進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とする。

2 支給要件・対象費用・支給額

(1) 大学等受験料支援金

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき大学等受験料支援金を支給する。

ア 支給要件

申請時点で次のいずれにも該当すること。

- (ア) 「岡山市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領」に基づく学習支援事業に登録等している子どもを現に扶養している者
- (イ) 岡山市の児童扶養手当全部受給世帯（生活保護受給世帯を除く。）

イ 対象費用

大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）（以下「大学等」という。）を受験する際の受験料

ウ 支給額

イに該当するものとして支払った費用（その額の合計が子ども1人あたり1年度につき53,000円を超えるときは53,000円とする。）

(2) 模擬試験受験料支援金

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき模擬試験受験料支援金を支給する。

ア 支給要件

- (1) アに規定する支給要件を準用する。

イ 対象費用

進学のための受験に向けた模擬試験の受験料

ウ 支給額

- (ア) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用（その額の合計が子ども1人あたり1年度につき8,000円を超えるときは8,000円とする。）
- (イ) 中学校3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った費用（その額の合計が子ども1人あたり1年度につき6,000円を超えるときは6,000円とする。）

(3) その他留意事項

ア 受験料等支援金の支給を申請することができる者は、2（1）ア及び2（2）アの支給要件に該当する者とする。

イ 受験料等支援金の支給対象となる子どもは、申請時点で20歳未満の者であって、申請した年度と同じ年度に大学等又は模擬試験を受験するものとする。

ウ 2 (1) ウ及び2 (2) ウに規定する支給額は、本要綱に基づく支援金の支給額及び他の自治体等による本要綱に基づく支援金と同様の支援金等(「岡山市生活困窮世帯受験料等支援金生活保護世帯分支給要綱」に基づく支援金を含む。エにおいて同じ。) の支給額の合計とする。

エ 同一の子どもにかかる同一の受験料について、他の自治体等による本要綱に基づく支援金と同様の支援金等を受給している場合は、本要綱に基づく支援金は支給しない。

オ 2 (1) ア(ア)に記載する「学習支援事業に登録等している子ども」とは、現に学習支援を受けていないが、学習支援事業の対象世帯に属する子どもを含む。

3 支給手続等

(1) 受験料等支援金の支給を受けようとする者は、岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分支給申請書(様式第1号)に次の必要書類を添えて、市長に提出するものとする。(上限額に達するまで複数回に分けての申請可)

ア 受験料支払領収書等の写し(受験者及び受験料支払者の氏名が確認できるもの)

イ その他市長が必要と認めたもの

(2) 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、申請月の翌月末までに受験料等支援金の支給を決定し、岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、市長が特別に認めた場合はその限りでない。

(3) 受験料等支援金の支給は、支給決定通知書送付月の翌月末までに、申請書で指定した銀行口座へ振り込むものとする。ただし、市長が特別に認めた場合はその限りでない。

(4) 虚偽又は不正の手段により支給を受けた者があるときは、市長は、支給決定を取り消し、既に支給した額を返還させることができる。

(5) (1) の申請期限は、対象となる大学等又は模擬試験を受験した年度の3月31日とする。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。